

令和7年度 第1回健康福祉部指定管理者審査委員会の概要

日 時：令和7年5月29日（木）

場 所：議会南棟2階 第3会議室

出席者：菅原正春委員長、石垣肇之委員、高橋和典委員、山田忍委員、後藤真典委員

（1） 審査委員会の会議の公開について

委員長より、本審査委員会の会議を公開することとして提案がなされ、異議なく承認された。

（2） 山形県立ふれあいの家

① 事務局からの説明

事務局より施設概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）等について説明を行った。委員からの主な質問・意見、事務局の回答は以下のとおり。

② 主な質疑・意見等

委 員： 利用者に重度の障がいを持つ方も多く含まれ、支援する職員には資格や経験、専門性が求められると思われる。その点は選定基準「3（2）施設のサービス向上を図るための具体的手法」等配点を加配した項目において審査を行うということか。

事務局： ご指摘のとおり。拠点提供だけでなく生活支援も目的とした施設であるため、福祉的な専門知識を持つ指導員の配置を要件として審査を行う。

委 員： 指定管理者として長年、現管理者が担ってきたが、過去に他法人が候補となった例があるか。また、競争性の確保や、運営上の改善点は、要項にどのように反映されているか。

事務局： 指定管理制度導入以降、山形県身体障害者福祉協会が継続して管理しており、応募実績も現管理者のみ。法律上、運営は自治体または社会福祉法人に限られるが、社会福祉法人であれば他団体でも応募は可能。現管理者による管理は適正と考えており、今回の募集では運営内容の変更はないものの、審査基準は県の方針に合わせて見直しを行っている。

委 員： 審査項目の配点と、提出書類、審査ポイントの数が一致しないのはなぜか。

事務局： 配点は県の標準的なガイドラインに基づいて設定されており、審査ポイントの数が多くても配点が高くなるわけではない。必要に応じて項目を追加しているが、全体の配点バランスが崩れないよう調整している。

委 員： 今回の条件には近年の物価高騰等の影響が反映されているか。

事務局： 物価高騰等を考慮し、他の施設も参考にしながら県の財政当局と協議の上で適切に指定管理料の上限設定を行っている。

③ 採決

- ・ 募集要項等について、原案のとおり承認された。

(3) 山形県視覚障がい者情報センター

① 事務局からの説明

事務局より施設概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）等について説明を行った。

② 主な質疑・意見等

委員： 施設の特異性から、安全対策を特に重視すべきと考えるが、選定基準のどの部分で審査されるのか。

事務局： 県の標準ガイドラインの選定基準「3(3)施設の維持管理の内容の妥当性」と「5(2)緊急時の対応」が該当するが、特に障害者が多く利用する点を踏まえ、損害賠償保険への加入などの項目を独自に追加している。

委員： 選定基準「3(2)施設のサービス向上を図るための具体的手法」の審査ポイントに「年間蔵書整備計画数が適切か。」とあるが、成果を示す具体的な目標値はあるか。

事務局： 蔵書の整備計画として定期的に更新を図る必要はあるが、蔵書数については設備上の制約もあり、目標値は特に定めていない。

③ 採決

- ・ 募集要項等について、原案のとおり承認された。

(4) 山形県身体障がい者保養所東紅苑

① 事務局からの説明

事務局より施設概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）等について説明を行った。

② 主な質疑・意見等

委員： 選定基準「3(2)施設のサービス向上を図るための具体的手法」について、他の2施設より配点が下がっているのはなぜか。

事務局： 他の2施設については特殊性を考慮して点数調整を行ったものであり、東紅苑は県の標準ガイドラインに沿った配点になっている。

委員： 食事の提供も行う施設であるが、食品安全や衛生管理について

は選定基準「３（３）施設の維持管理の内容の妥当性」で審査するということか。

事務局： ご指摘のとおり、選定基準３（３）で審査を行う。

③ 採決

- ・ 募集要項等について、原案のとおり承認された。